

議案第177号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の表大阪府の項中

「

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 大阪府市 I R 事業者選<br>定委員会 | 特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等<br>を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事<br>項の調査審議並びに当該民間事業者の選定に当たって<br>の審査並びに市長に対する意見の具申に関する事務 |
|-----------------------|---|

」

を

「

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 大阪府市 I R 事業者選<br>定委員会 | 特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等<br>を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事<br>項の調査審議並びに当該民間事業者の選定に当たって<br>の審査並びに市長に対する意見の具申に関する事務  |
| 大阪府市エネルギー政<br>策審議会    | 本市及び大阪府における太陽光その他の再生可能エネ<br>ルギーの普及、エネルギーの消費の抑制並びに電力の<br>需要の平準化及び供給の安定化に関する施策について<br>の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |

」

に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和元年11月29日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

大阪府と共同して設置する市長及び知事の附属機関として大阪府市エネルギー政策審議会を設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

(共同設置の附属機関)

第1条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

| 附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体 | 附属機関の属する執行機関 | 附属機関              | 担当事務   |
|-------------------------|--------------|-------------------|--|
| 大阪府                     | 省 略          | 省 略               | 省 略  |
|                         |              | 大阪府市 I R 事業者選定委員会 | 省 略  |
|                         |              | 大阪府市エネルギー政策審議会    | 本市及び大阪府における太陽光その他の再生可能エネルギーの普及、エネルギーの消費の抑制並びに電力の需要の平準化及び供給の安定化に関する施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |